

情報掲示板

お知らせ

福祉医療費受給者証の更新

福祉医療は、毎年6月中に各要件の確認をすることにより、7月1日以降の受給資格を更新します。

受給者として該当された人へは、新しい受給者証等を送付しています。

受給者証の裏面の注意事項をよくお読みいただき、使用してください。

なお、母子家庭等医療・寡婦(夫)医療・高齢重度障害者医療・就学児童医療については申請が必要となりますので、別途、個別に通知している案内文にしたがって、所定の手続きをしてください。

▽提出先・問い合わせ先

市役所市民課

☎672-6120

生野支所市民課

☎679-2240

山東支所市民課

☎676-2080

朝来支所市民課
☎677-2110

母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が適職に就くために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、給付金を支給します。

▽対象者(すべての要件を満たす必要があります。)

- ・市内に住所のある人
- ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のない人(雇用保険法の受給資格者は、ハローワークへお問い合わせください。)
- ・児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にある人
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人

▽対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(厚生労働省ホームページをご覧ください。)
- ・ローワークまでお問い合わせください。

- ・その他就業に結びつく可能性の高い講座で市が別に指定する講座
- ▽支給額 受講のために支払った費用の40%に相当する額(ただし、支給額は8千1円以上20万円以下とします)

▽手続き

- ・受講する前にあらかじめ市役所社会福祉課に受講対象講座指定申請書を提出し、支給対象講座の指定を受けてください。
- ・受講者が受講終了後1か月以内に給付金支給申請書を市役所社会福祉課に提出した後、支給の可否が決定され、その後支給となります。

▽問い合わせ先 市役所社会福祉課

☎672-6123

児童扶養手当・特別児童扶養手当「現況届」の提出

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている人(支給停止になっている人も含む)人は、受給資格及び所得状況を確認するため、毎年現況届を提出する必要があります。

この届によって引き続き1年間手当を受給できるかどうかが決まりますので、

国保のひろば

第14回

《平成20年度から、新しい健診制度が始まります。》

○医療保険者が、健診・保健指導の実施主体になります。

平成20年4月から始まる新しい健診制度では、「国保」や「健保組合」、「共済組合」といった医療保険者に健診・保健指導の実施を義務化しています。

これは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病をより効果的に予防する目的で、平成20年度から新しい健診制度である「特定健康診査(特定健診)・特定保健指導」が実施されることになったものです。

※ 詳細は、順次お知らせします。

	今までの健診	平成20年度以降
法律	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律
実施主体	市町村	医療保険者(国保・健保組合等)
名称	基本健康診査	特定健康診査・特定保健指導

必ず期日までに提出してください。

正当な理由がないのに届出をされない時は、手当の支給が一時差止められることとなります。

▽提出期間

- ・児童扶養手当 8月1日(水)～8月17日(金)まで
- ・特別児童扶養手当 8月

■問い合わせ 市役所市民課 ☎672-6120